

施政方針

「持続可能で豊かな島づくりを目指して」



1. はじめに 市政運営の 基本的な考え方

令和4年第2回宮古島市議会の開会にあたり、市政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を説明し、市民の皆様および議員各位にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症への対応」についてであります。

世界的に広がる新型コロナウイルス感染症の猛威は今なお続き、

その収束の見通しは立っておらず、国内でも、沖縄県を含め多くの都道府県でまん延防止等重点措置が発出されました。

本市においても、これまで3千人を超える感染者が確認され、感染拡大により市民生活や経済活動へ大きな影響がもたらされましたが、このような事態に対して、市民、医療・福祉関係者、経済団体、行政など、市全体が一致団結し、様々な取り組みが進められたことについて、皆様に感謝を申し上げます。

今後も感染症の拡大を防止するため、医療関係者の協力のもとワクチン

接種の体制を整え、追加接種を勧奨するとともに、国および県と連携してPCR検査体制の充実化を図るなど、市民生活における安全・安心の確保と、経済の振興発展へ向け、皆様のご協力とご支援をいただきながら取り組んでまいります。

これまで、コロナの影響を大きく受けた市内事業者への支援のため、宮古島商工会議所と連携して持続化給付金や月次支援金など、国の支援制度を活用するためのサポートセンターの設置を行いました。また、本市独自の市内経済活性化策として、家賃支援助成金や事業者応援助成金など、事業者の経営を下支えする各種助成金の交付を行うとともに、シールラリーやワイドークーポン等の消費喚起対策に取り組んできました。

令和4年度におきましても、市内の感染状況を見定めながら、事業者の経営支援および市民の消費促進に資する経済対策を実施してまいります。

次に、「市民の所得10%向上」についてであります。

市民所得の10%向上については、本市の基幹産業である農畜水産業、リーディング産業となっている観光産業の活性化が重要であると考えて

います。

この2つの産業を有機的に結びつけ、より効果的な取り組みとするため、令和3年度から新たに産業振興局を設置し、地産地消による地域内の経済循環を推進しています。学校給食等への地産食材の提供、6次産業化への支援等を通じて、生産物の付加価値を高め、流出していた資金を域内で循環させるとともに、民間事業者のノウハウ等を最大限に取り入れつつ上野庁舎を活用し、農水産物加工・流通の拠点化を進めるなど、農畜水産業および観光産業のさらなる連携と発展を図ることと、所得向上に繋がります。

農業では、安定生産のための土づくりが重要であります。そのため、腐食トラッシュを農地へ還元する、これまでの取り組みを引き続き行うとともに、ストックされているトラッシュへ、バガスや糖蜜を混合し、堆肥化を促進して農地還元の効果化と更なる地力増進へ向けて検証を行う「循環型農業実証」の実施により、基幹作物であるサトウキビの増産を目指します。

あわせて、施肥、病害虫駆除、収穫の委託など、多様に生じるサトウキビ生産経費の負担軽減として、

収穫量1トンあたり500円を交付する、収穫管理支援事業を実施するとともに、早期高糖品種の種苗普及により、サトウキビの年内操業の恒常化を促進し、夏植え更新までの期間を利用した、他作物との輪作による複合経営を推奨することと、農業における所得向上を図ります。

県の奨励作物や拠点産地認定品目だけでなく、多くの品目を高収益型農業として展開するため、園芸作物の生産拡大へ向けた経営安定への支援と、信頼できる産地ブランドの確立を推進します。

農業生産現場の課題となっており、障がい者や高齢者の就労・社会参加によって解消を図る「農福連携」へ取り組みため、農家や障害福祉サービス事業者等におけるニーズを把握し、活用の可能性を調査します。

畜産業では、肉用牛の増頭目標である繁殖雌牛6千頭の達成へ向け、優良な繁殖雌牛の導入や更新自家保留に対して支援します。また、作業の負担軽減と生産性向上のため、導入に取り組んでいる分娩監視装置について、令和3年度

に導入農家が生産率105%を達成するなど、目標を上回る成果を出していることから、多くの農家へ普及できるように、条件を緩和して導入を促進し、更なる生産基盤の強化を図ります。

水産業では、モズクの新たな品種である来間株の生産が本格的に始まるとともに、民間事業者の中国向け通販サイトで、宮古産乾燥アーサの取扱が開始される等の取り組みが進められています。このような、生産・販売の増加へ向けた取り組みを多くの水産物へ展開し、単価の向上を図るため、宮古島ブランドの確立へ向けた商品開発や、漁協と連携して、漁業形態ごとの特色を活かした、競争力の強い加工体制の構築検討を進めます。

あわせて、令和6年度の供用開始を目標に、鮮魚・モズク・アーサ・海ぶどう等の水産物と、農産物、特産物を含めて提供可能な拠点となる「屋台村施設」の整備に取り組んでまいります。

離島の不利性である農林水産物輸送コストの低減に大きく寄与している、県の「農林水産物流通条件不利性解消事業」については、令和4年度からの実施において、本市から沖

縄本島までの輸送区間の追加、カットマンゴーや芋ペーストなど一次加工品の対象品目への追加等、制度拡充へ向けて県と連携して取り組み、農林水産物出荷の更なる安定化を図ります。

観光産業では、クルーズ船の寄港等により入域観光客数が急激に増加してきた一方で、豊かな自然環境への負荷や影響および新型コロナウイルス感染症の拡大によって、観光客数の増加に偏重してきた本市観光の脆弱性等が明らかになったことから、量から質への転換を図る、自然環境に配慮した、持続可能な観光地の形成が求められています。

そのため、海浜の安全かつ有効な活用へ向けたルールづくり、SDGsの視点を取り入れた観光プログラムの開発、観光振興に資する人材の育成等を推進します。また、これまで休止していたイベントの再開に向けて、感染防止の安全対策を担保しながら実施を可能とする、万全な体制を講じてまいります。

さらに、リモートワークやワーケーションの環境整備等、ウィズコロナ・アフターコロナ社会に対応した、観光客の滞在日数を伸ばす取り組みを、官民連携により推進します。

旧町村地域の振興発展のための拠点として、賑わいを創出し、地域の魅力を発信する「道の駅等構想」について、庁内に推進するための体制を構築し、その可能性について調査を進めます。

次に、「地下水や環境の保全と調和」についてであります。

本市のかけがえのない資源である地下水について、地下水保全条例に基づき、水道水源保全流域における対象事業場の規制を行います。また、様々な分野が連携した土地利用のゾーニングを行い、水源涵養林区域の指定に取り組みます。

あわせて、地下水利用可能量等の計画を今後の地下水利用基本計画に組み込めるよう、検討・調査を行ってまいります。

地下水審議会において多様な意見を取り入れるため、審議会に関する情報発信を積極的に行うことで、市民の関心を高めるとともに、意見聴取の機会としてパブリックコメント等の実施に取り組めます。

八重千瀬とその周辺地域について、自然環境調査の実施とその結果に基づく保全活用に関係者協議を進め、国立公園等への指定へ取り組みすることで、将来的な八重千瀬の世界遺産登録を